

令和3年 No.16

○国立大学法人東京学芸大学公印の押印省略に関する取扱要項の一部を改正する要項の制定

改正理由

文書処理における押印の見直し及び字句修正に伴い、所要の改正を行う。

国立大学法人東京学芸大学公印の押印省略に関する取扱要項の一部を改正する要項を次のように
制定する。

令和3年3月25日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

国立大学法人東京学芸大学公印の押印省略に関する取扱要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学公印の押印省略に関する取扱要項（平成9年3月26日制定）の一部
について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学公印の押印省略に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：文書処理における押印の見直し及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 1 国立大学法人東京学芸大学文書処理規則<u>第26条</u>の規定による公印の押印省略については、この要項の定めるところによる。 (公印の押印省略の範囲) 2 公印の押印省略の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 学内文書で次の区分に属するもの ア 学内会議の開催通知書 イ <u>学内往復文書(申請、照会、依頼及び回答等)</u> ウ <u>その他学内通知文書</u> (2) 学外文書で次の区分に属するもの ア 刊行物、資料等を送付する場合の送り状 イ <u>文書の決裁権者が公印の押印省略を承認し、電子メール、ファクシミリ等を利用して発送する文書</u> ウ <u>その他事務連絡的な軽易な文書</u> (公印の押印省略の手順) 3 前項の公印の押印を省略する文書については、原議書の「添付物及び施行注意」欄に公印省略と明記の上、決裁を受け、文書の公印押印箇所「(公印省略)」と記入するものとする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、令和3年3月25日から施行する。</u>	(趣旨) 1 国立大学法人東京学芸大学文書処理規則<u>第27条</u>の規定による公印の押印省略については、この要項の定めるところによる。 (公印の押印省略の範囲) 2 公印の押印省略の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 学内文書で次の区分に属するもの ア 学内会議の開催通知書 イ <u>その他軽易な文書</u> (2) 学外文書で次の区分に属するもの ア 刊行物、資料等を送付する場合の送り状 イ <u>その他事務連絡的な軽易な文書</u> (公印の押印省略の手順) 3 前項の公印の押印を省略する文書については、原議書の「添付物及び施行注意」欄に公印省略と明記の上、決裁を受け、文書の公印押印箇所に「(公印省略)」と記入するものとする。 〔省略〕